

令和時代に 事業承継を考える

■アクタス税理士法人

ある企業と保証人である経営者が、経営者保証なしの資金調達を希望するのであれば、次の経営状況であることを求めております。

ら、経営者保証を求めるい可能性を検討するとしています。
①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されてい
金調達では、経営者保証が存在している実情があります。
しかししながら中小企業の資金調達では、経営者保証がある。

ラインを補完するものとして、債務者、保証人及び対象債権者に向けて、事業承継時

明確な区分・分離

②法人と経営者の間の資金

後継者の双方たゞ二重には假証を求めないことにし、後継者

「経営者保証ガイドライン」の特則が公表

前回にわたり第三著者
継の「課題」と「3つの抜本
強化策」、そしてその抜本
強化策の「具体的な支援策」
について確認してきました。
今回はその支援策のなかでも
事業承継にとって大きな障害
となつてゐる個人保証について
が公表されており、債務者、
保証人、及び対象債権者にお
いて合理性が認められる保証
契約の在り方が示されていま
す。そのなかの経営者保証が
イドライン第4項では、通常

確認します。
個人保証については、平成25年12月に「経営者保証に関するガイドライン研究会」から、「経営者保証に関するガ
者保証に依存しない融資を促進するために、債務者、保証人、及び債権者に対する努力を求めています。まず4項の(1)で、債務者で

(3)財務状況の正確な把握、
(2)財務基盤の強化
適時適切な情報開示等による
経営の透明性確保
これらた4項の(2)で、債権者は、債務者に将来にわたり次
のような要件が充足するな

のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
③法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
④法人から適時適切に財務情報等が提供されてくる。

このような状況を鑑み、令和元年12月に「経営者保証ガイドライン」の特則が公表されました。

特則は、経営者保証ガイド

が第三者との可能性があることを踏まえて保証解除に向けて適切に見直しを行つこととされています。次回は、この特點についてやや詳しく述べておきたい。